

事務連絡
令和4年7月28日

各指定居宅介護支援事業所 管理者 様

徳島市健康福祉部高齢介護課

電磁的方法によらない場合の同意確認に関する
本市における取扱いについて（通知）

日頃から本市の介護保険事業に、ご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年度介護保険制度改正により、書面で行うことが規定又は想定されている居宅サービス計画の原案等の交付等について、事前に利用者等の同意を得た上で、電磁的方法によって行うことが可能となりました。以下、この改正における本市での取扱いを示します。

【本市での取扱い】

今回の改正では、利用者からの同意確認が不要になったわけではありません。従来どおり電磁的方法を用いずに書面によって同意を得る場合には、利用者から署名等を貰ってください。

居宅サービス計画書標準様式の第1表、第6表について、署名欄等はありませんが、利用者から同意を得たことを証明するために、余白に署名等を貰うようにしてください。支援経過への記載だけでは合意確認ができていない可能性があります。

電磁的方法の例については、「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」https://www.meti.go.jp/covid-19/ouin_qa.html の問6を参考にしてください。

参考

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚省令第38号）」第13条第10号

以 上

健康福祉部 高齢介護課 管理係
TEL：088-621-5587